

巡回検査について

◇ **【重要】令和6年10月1日以降の検査より、検査申し込みの締め切りを検査日の5営業日前までに変更します。**

◇ 小型船舶の検査では、係留場所(港又はマリーナなど)まで伺う『巡回検査』を行っています。

ただし、港又はマリーナ以外の場所(自宅など)で保管している場合は、巡回する港やマリーナなどへの持ち込みをお願いします。

◇ 『巡回検査』は、表面の「地区別巡回検査予定表」のとおり、地区ごとに巡回する曜日を定めて行っています。

「船舶検査申請書」には、枠内の下方に「検査を受けようとする期日」の欄があります。

この欄には、「地区別巡回検査予定表」を参照のうえ、該当する曜日の中で希望する日付を記入してください。なお、検査時間の希望は、お受けできません。

『巡回検査』の申し込みは、電話ではお受けできません。

「船舶検査申請書」及び「検査手数料払込証明書」を尾道支部へ提出(郵送可)することで申し込みとなります。

◇ 申し込みの受付は先着順に行います。1日に検査できる隻数は限られるため、上限数に達すると締め切ります。

検査時間の連絡は、受検希望日の前日の昼頃に電話で行います。

受付状況は右側のQRコードより「出張検査の受付状況」をご確認ください。

(表示前日までの申請情報を基に作成しているため、その後の申請受付状況によっては空きがなくなっている場合があります。)



◇ 下表の期間は、諸事情により『巡回検査』を休止しているためご注意ください。

巡回検査を実施していない期間(巡回検査休止日)

- ◆ 祝日に該当する日
- ◆ ゴールデンウィーク期間中の 令和6年4月30日(月)から同年5月2日(木)
- ◆ お盆期間中の 令和6年8月13日(火)から同年8月15日(木)
- ◆ 内部会議開催期間の 令和6年11月21日(木)
- ◆ 年末年始期間中の 令和6年12月25日(水)から同年12月26日(木) 並びに 令和7年1月6日(月)から同年1月7日(火)